

# 平成30年4月から 家庭ごみの分別の一部が変わります

## 分別の変更点

平成30年4月1日から、「燃やせないごみ」のうち、金属類を含まない「プラスチック製品」や「ゴム製品」を「燃やせるごみ」として出せるように変更します。

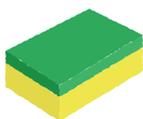
平成30年3月31日まで  
**燃やせないごみ**

プラスチック製品・ゴム製品

一部例



バケツ



スポンジ



ビデオテープ、CD



ゴム手袋、ゴム長靴



ストロー



レインコート



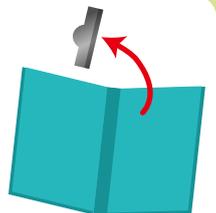
クリーニングの袋

変更

平成30年4月1日から

# 燃やせる ごみ

金属部分は  
可能な限り  
外してください。  
外した金属は  
「燃やせないごみ」へ



※分解などしても指定袋に入らない大きさや、一辺の長さが50cm以下にできないプラスチック製品やゴム製品は、これまでどおり「燃やせないごみ」として出してください。

例：衣装ケース、風呂のふた など

※一辺の長さが1mを超える大きさのものは、集積所には出せないため、民間処分業者またはクリーンセンターに直接持ち込んでください。

## 注意点

**「容器包装(プラスチック製)」は、これまでどおり、資源物として出してください。**

※容器包装(プラスチック製)は、商品を入れたり包んでいたもので、プラマークが付いているものです。



資源物の日に  
出してください!



このマークが目印です

裏面もご覧ください

# 分別変更 Q & A

Q

なぜ、分別区分を変更するの？

A

昨年、新しいクリーンセンターが稼働したことに伴うものです。これまで、「燃やせないごみ」は破碎して最終処分場に埋め立てしていましたが、新しいクリーンセンターでは「燃やせないごみ」のうち、金属を含まない「プラスチック製品」や「ゴム製品」については直接焼却処理し、埋め立てする量を減らすことができるようになったため、これらを「燃やせるごみ」に変更します。今回の変更により、「プラスチック製品」や「ゴム製品」のごみ出しの回数が月2回から週3回に増え、市民の皆さんの利便性が向上します。

Q

なぜ、容器包装(プラスチック製)は燃やせるごみにならないの？

A

容器包装(プラスチック製・紙製)は、容器包装リサイクル法という法律に基づき、消費者(分別排出する)、市町村(分別収集する)、メーカーなどの事業者(費用を負担しリサイクルする)の三者が役割を分担し、リサイクルする仕組みが確立されています。限りある資源を有効に利用するため、分別にご協力ください。

再確認!

## 容器包装(プラスチック製)の出し方

◎容器包装(プラスチック製)は、分別の変更はありません。  
これまでどおり資源物として出してください。

### 正しく分別する

プラマークが付いているものが、容器包装(プラスチック製)です。



### 汚れを落とす

汚れが付いていると、リサイクルできません。軽く水ですすぐか、ふき取ってから出してください。



### 二重袋にしない

袋の中に複数の袋を入れるなど、ビニール袋を二重にすると、手作業での異物の選別・除去作業に大きな支障となります。



このチラシに関するお問合せ先

上越市役所生活環境課 ☎025-526-5111(代)

または 各総合事務所 市民生活・福祉グループ

(区にお住まいの方は、お住まいの地区の総合事務所へ)